

令和7年度 静岡県公衆浴場入浴料金協議会

- 1 日 時 令和7年11月27日（木） 午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 県庁別館20階第1会議室A（静岡市葵区追手町9-6）
- 3 出席者
 - (1) 委員 7人
栗原委員（議長）、塩野委員、田中委員、杉山委員、
松浦委員、吉川委員、谷口委員
 - (2) 事務局 5人
生活衛生局長、衛生課長、同技監、同課長代理兼生活衛生班長、
担当主事
- 4 審議の結果
公衆浴場入浴料金統制額の改定案について、異議なく答申された。
- 5 議 事 録

【事務局（課長代理）】 皆様、本日は御多用の中お集まりいただきありがとうございます。ただいまから静岡県公衆浴場入浴料金協議会を開催いたします。本日の司会進行を務めます衛生課課長代理の佐野と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは会議に先立ちまして、生活衛生局長の米倉から御挨拶申し上げます。

【生活衛生局長】 生活衛生局長の米倉でございます。皆様方には本日、大変御多用な中でこの協議会の方に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の公衆衛生行政の推進につきまして、御理解御協力を賜っていることを厚く御礼を申し上げたいと思います。本日の議題となっておりますのはいわゆる銭湯ということで、昔から地域住民の日常生活にも必要かつ、保健衛生上も欠くことのできない施設であります。そうは言っても、昭和36年に319件も県内であったものが、今ではわずか9件、うち1件がお休み中というような状況です。当然、生活水準が向上してきて、家にお風呂ができてというような状況の中で、だんだん減ってきたというものも当然ありますし、昔からある施設が老朽化、また、高齢化も当然あり徐々に減ってきて、このような状況になっているかと思えます。入浴料金の方ですが、国の物価統制

令によって、統制額の指定ということで規定がされており、こちらは知事が決めているものでありますが、公衆浴場の経営実態調査を行い、その調査内容や本協議会の中で、公衆浴場の入浴料金について最終的に御意見をいただいて、知事が適正な入浴料金として最高額を決定していくというようなプロセスとなっているところです。現在の統制額は、令和5年の10月に価格改定をいたしまして、その価格が490円となっております。それから既に2年が経過したということで、この2年間の間に、かなりの物価上昇があったことは皆さんも感じているところだと思いますが、燃料費の高騰などもあり、大変、社会状況が変化しており、新たな入浴料金の最高統制額の指定が必要なのではないかということで、本日、協議会を開催するというような形になっております。皆様方には、今後の適正な入浴料金最高統制額について、色々と御意見等をいただいてまとめていくというような形をお願いしていきたいと思っております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（課長代理）】 それでは、初めに本日の会議の出席状況につきまして、御報告いたします。本日は、9名中7名の委員の皆様にご出席をいただいており、協議会規定第5条第2号の規定により、本協議会が成立しておりますことを御報告いたします。次に、委員の皆様方を御紹介させていただきます。まず、学識経験者といたしまして、株式会社静岡新聞社編集局経済部長の栗原広樹委員。

【栗原委員】 栗原です。よろしくお願いいたします。

【事務局（課長代理）】 一般財団法人静岡経済研究所主席研究員の塩野敏晴委員。

【塩野委員】 塩野です。よろしくお願いいたします。

【事務局（課長代理）】 公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター専務理事の田中尚委員。

【田中委員】 田中です。よろしくお願いいたします。

【事務局（課長代理）】 続きまして、住民の意見を代表する方といたしまして、静岡県民生委員児童委員協議会副会長の杉山茂委員。

【杉山委員】 杉山です。よろしくお願いいたします。

【事務局（課長代理）】 特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター交流会議理事

の細川知子委員。本日は、欠席でございます。

【事務局（課長代理）】 静岡県消費者団体連盟理事の松浦セツ子委員。

【松浦委員】 松浦です。よろしくお願いいたします。

【事務局（課長代理）】 事業者の意見を代表する方といたしまして、静岡県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長の吉川隆之委員。

【吉川委員】 吉川です。よろしくお願いいたします。

【事務局（課長代理）】 同組合幹事の植田正樹委員。本日は、欠席でございます。

【事務局（課長代理）】 同組合事務局会計理事の谷口まさゑ委員。

【谷口委員】 谷口です。よろしくお願いいたします。

【事務局（課長代理）】 続きまして、会長の選出をお願いします。会長は協議会規定第4条第1項の起定により委員の互選により置くこととなっております。会議の簡素化のため、事務局が会長の選任事務をこのまま進行させていただきます。どなたか委員を御推薦いただけないでしょうか。

【田中委員】 田中でございます。前回の協議会で議長をやっていただきました栗原委員が最適ではないかと考えております。いかがでしょうか。

【事務局（課長代理）】 ただいま田中委員から栗原委員を会長にとの御推薦がございましたが、いかがでしょうか。栗原委員、よろしいでしょうか。御異議もないようですので、栗原委員に会長をお願いいたします。恐れ入りますが、栗原委員は会長席の方にお移りください。それでは、協議会規定第5条第1項により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事進行につきましては、栗原会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【栗原会長】 栗原です。よろしくお願いいたします。前回同様、皆さんに御協力いただき、審議ができればと考えております。よろしくお願いいたします。それでは、令和7年10月6日付で県知事から本協議会に諮問のありました静岡県公衆浴場入浴料金の統制額の改定について、審議を始めます。なお、答申につきましては、本日中に取りまと

めたいと思いますので、円滑な議事について皆様の御協力をお願いいたします。始めに、資料に沿って公衆浴場の入浴料金や現状などについて、事務局から御説明願います。

【事務局（課長）】 （議案書に沿って説明）

【栗原会長】 御説明ありがとうございました。それでは、事業者代表の方から、公衆浴場経営の現状について御説明願います。

【吉川委員】 吉川と申します。色々と調べていただき、ありがとうございます。我々の方から、現状を説明させていただきます。

現状、地域によって料金の価格設定が異なっており、また、今回決める料金は上限額であって、これで営業しなさいという意味ではないことを、まず、御確認願います。

生活の水準も違いますし、やはり首都圏などとは違います。その地域によって、各店舗の営業者の方が料金を決めているという形です。物価統制令、これは大事だと思いますが、銭湯だけ残っているという形で、競争力の低下が懸念されます。

また、先ほども話がありましたが、県下6店舗だけが我々の組合に入っているということで、場所的には湖西市、浜松市、焼津市、静岡市、富士市、下田市となっております。各店舗の方を回らせていただいて、色々なお話をさせていただきました。現状は、継続して経営をしていく考えが多いようです。これは当然で、なぜかと言いますともう跡継ぎがない、施設を潰すにもお金が掛かってしまうからです。組合未加入で、もう自分しかおらず、自分が亡くなったらこのままおしまいといったような施設が、あと3件ほどございます。これが、現状です。

建物を見れば、やはり水を扱っているということもあり、サビが来たり、いつ天井が落ちて仕方がない、タイルも傷んでいるといった形で、だんだん銭湯が無くなっていくのが目に見えています。ただ、日本の文化である銭湯を残すことが私としては大事だと思い、今、活動しています。8月31日に、歌手の汐川ほたてさんに静岡銭湯大使をお願いし、少しでもSNSで現状を広めていくべきではないかということで始めています。今、銭湯はテレビ等で扱われることが多いので、どうしても静岡県としても遅れてはいけないというところがあり、銭湯大使を8月31日に任命させていただきました。今後の活動としては、来年は2026（お風呂）年という、1000年に一度の銭湯という言葉を使える年になりますので、トレーディングカードという形で準備しているところです。また、それによって、さらにスタンプラリーという形で、東京や京都、名古屋の方でもよくやっていますが、来年に向けて準備をしておき、お客さんに来ていただこうと思っております。今は、地元の人のためと言いますか、お年寄り同士の安

否確認的な側面も現実としてはあります。毎日お風呂に来て、「元気か」とやり取りされて帰る方も、うちの銭湯では多く見られます。それ以上に、銭湯が好きで入りに来るといった方も増えてきていますので、そういうところを少しでもやってみたいと思っています。

料金のことになりますが、施設の中には、やはりもっと多く金額をいただきたいところもあります。それにしろということではないのですから、それが800円とか1,000円でも良いと思います。各銭湯で、450円や、今のままの490円で良いといった様々な意見があるのは承知しております。アンケートを取ったり、事務局でも色々調べていただいて感謝しますが、金額を限定しないで、全国で1番でも良いのではないかと思います。また、現在、全国でも急に物価が上がってきているということで、今後、検討しようという話も先日の組合全国大会で出ております。そのような現状を踏まえまして、我々は570円という金額を要望させていただいたということです。

今日は、監事が仕事の都合で欠席ですが、意見を預かっておりますので、内容が重なるかもしれませんが、代読させていただきます。

「本日は、本来であれば、私自身が出席し意見を申し上げるべきところ、日程の都合により出席がかなわず、代読をお願いする形で意見を述べさせていただきます。焼津市、元湯なかむら館の植田と申します。まず、今回の統制額の見直しに当たり、丁寧な調査と分析を行っていただいたことに感謝申し上げます。当店は、この春に実施された県の経営実態調査のアンケートにおいて、大人は570円への引上げが必要と回答しております。その理由といたしまして、燃料費や光熱費の高騰、最低賃金の上昇による人件費の負担、焼津市の温泉使用量の引上げ、老朽化設備の維持更新などにより、数年で負担が急増し、現行の490円では持続的な経営が難しい状況にあります。今回、事務局案として示されている520円は、最低限の水準と考えており、本音を申し上げますれば、もう一段引上げをお願いしたいと思いますが、一方で、議案書に示された全国の統制額の状況、利用者アンケートの反応、他県とのバランスといった要素を踏まえれば簡単ではないことも理解しております。ただ、今回の改定は、前回から2年ぶりの見直しです。しかし、現実には、光熱費や燃料費、事務経費といった主要コストは、年単位ではなく、四半期ごとのようなスピードで変動しています。そのため、2年に1度という改定周期では、現状の感覚からすると長すぎると感じています。全国では令和5年以降、すでに21自治体が改定を行っており、社会経済情勢は非常に変化が早い状況です。今後は、他県の動向や経済環境の変化に応じて、より機動的柔軟に改定協議ができる仕組みが必要ではないかと考えております。公衆浴場は地域の健康づくり、コミュニティ、福祉、観光など多面的な役割を持つ生活インフラです。地域のために継続的に貢献できるよう、料金面ではなく、制度面でも御支援いただければ幸いです。以上です。よろしく申し上げます。」

代読させていただきましたが、今の現状として、報告させていただきます。

【栗原会長】 ありがとうございます。吉川委員から現状について御説明がありましたが、皆さんからの御意見はいかがでしょうか。住民代表の方からも御意見をいただきたいのですが、杉山委員いかがでしょうか。

【杉山委員】 議案書 13 ページのグラフ 2 を御覧ください。自家風呂の有無という欄がありますが、銭湯の利用者は、おそらく家にお風呂があっても、銭湯を利用する。それはその銭湯が、今、吉川委員のおっしゃったように、コミュニティの場だったり、開放感を求めたり、あるいは銭湯の良さを知っていて来られるということだと思えます。そうしますと、経営者の方から見ますと、施設や燃料費とか、色々あると思えます。一方で、利用者の声は、実際にはどうでしょうか。490 円が 520 円や 570 円になったとき、利用者の本当の生の声というのはどんな気持ちを持っているのだろうかということを、今、感じております。それが 1 点目です。

2 点目です。利用者を増やす諸々の手立てがあろうかと思えますが、県内に営業施設が 8 箇所と数が限られているので、そこを上手く工夫しながら、利用者を少しでも増やす手立て、スタンプというような話もありましたが、それを考えていただければという感想を持ちました。今、思っているのはその 2 点でございます。

【栗原会長】 ありがとうございます。住民側から意見をいただきましたが、事業者側からの意見はどうでしょうか。

【吉川委員】 ありがとうございます。利用者がどう思ってるか、それはやはり各店舗の経営者の皆さんが一番よく理解されておまして、我々が知る由もない生活観の中での色々な客層がありますので、そこは、経営者に任せる形を考えております。スタンプラリー、これについては、トレカを作る段階で一緒になって考えます。東京の方では、全施設回ったらタオルを出すとか、そのタオルを作るのも組合としては厳しい状況ではありますが、そういうところも今後、検討したいと思っています。

【栗原会長】 ありがとうございます。松浦委員の方は、御意見はございますか。

【松浦委員】 銭湯が地元にはないので、現状どんな感じなんだろうと思って今日来て、皆様のお話を聞きました。私としてはとても懐かしいというか、一人暮らしをしている時に銭湯を利用したのですが、知り合いができるという先ほどのコミュニティのような、すごく良いところだというイメージも残っていて、今日この会議で改めて感じさせていただきました。

料金については、経営が成り立たないというのが銭湯を持続するには困ることなの

で、それに見合った金額、先ほど組合から望まれているのが 570 円とおっしゃられましたが、やはり主婦感覚で行くと、値上げ幅が大きいのは、一気に高くなってしまったという印象が強いので、県の方で算定いただいた 520 円という金額が、納得できる金額と思いました。

【栗原会長】 ありがとうございます。学識経験の方から、田中委員、御意見はございますか。

【田中委員】 まず、16 ページに参考として付いている前回の考え方というのは、1 人当たりにかかる金額を算定して改定するという形でした。今回は 550 円ということで 1 人当たりかかっていますが、それに対して、もし 520 円に改定する場合、30 円の赤字となる訳で、そうした場合、物価統制令という制限がかかっており、他に上げる余地がないという中で、上限額を赤字が発生するままの状態が良いのかというのは、考え方としてあります。そして、特に最近では、どの業界でもかなり値上げがされている感覚がありまして、当然、事務局の案としては、住民のことを第一に考えた良い案だとは思いますが、営業者側からすると、赤字のままの上限では少し厳しいかという印象を持っています。以上でございます。

【栗原会長】 ありがとうございます。続いて、塩野委員いかがでしょうか。

【塩野委員】 色々調べていただいて、アンケートとかも取って、正直言って、現状の経営者の方の厳しさを考えた場合に、もう少し上げて良いのかという感想はありますが、一方で、利用者側からすると、抵抗感というか、許容範囲として 20 円までというのが半数を超えていたということで、おそらく 30 円までが半数ぐらいということになると思います。そうは言いつつも、30 円ぐらいだったら今までと同じぐらい利用するのではないかという感覚もあります。ただ、今回考慮すべきは、利用者の感覚として、今までワンコインでお釣りをもらえたのが、今回から上がると、ワンコインに小銭を添えて利用しなければいけないという状況となって、それに対する値上げの抵抗感みたいなものが若干あるのではないかという感じがします。ですから、今回の 520 円、これは妥当な線と思います。昨今の物価上昇とかを考えると、いずれ、将来的には値上げという形を取らざるを得ないと思いますが、今回は 520 円くらいで、この辺りの水準が妥当だと思います。例えば、これが 30 円になってしまうと、小銭を超えた 550 円に近いレベルになると思います。一回 520 円で慣れておいて、次の段階で 550 円という金額に引き上げると、そんなに抵抗はなく受け入れられるかと感じておりますので、520 円というのは、今回妥当な線とっております。

【栗原会長】 ありがとうございます。先ほど松浦さんの方から、持続可能性という話で御意見をいただきましたし、田中委員からは経営という立場から御意見をいただきました。両者から御意見をいただいた上で、その御意見を踏まえて、事業者側として、今回の事務局案をどう受け止められているのか、もう一度御意見をいただきたいと思っております。

【吉川委員】 色々と貴重な御意見をありがとうございます。570円や550円という数字としたところで、全部の施設が従うかという点、先ほどもお話したように、「自分のところでは値上げはもう無理で、今までどおりワンコインで500円にしようか」といったところなんです。2年前に490円にする時に、自分としてはワンコインで出てきたときに10円玉が足りるのか、それとも余ってしまうのか、そういったこともありました。520円にすれば、20円という数字もまた大きいかもしれない。それは、各事業者に考えてもらえば良い話であって、最高上限額というのは、事業者から見たら、上がったとしても全然構わないという感じで、それに従うのはおそらく2店舗か3店舗あるかもしれませんが、各店舗の方は、自分のところに今お越しにいただいているお客さんの気持ちを一番把握しているわけであって、この金額にしなさいという意味ではないので、520円に限定しないでいただきたい。ましてや今、570円と要望を出しているなかむら館さんのことを考えると、やはりもうやっていけないと言って、他の事業に変えることを考えられても困りますし、少しでも仲間として継続してもらうために、570円を出していただきたい。その結果、我々が、「うちの場合は570円にしたら客足が心配になる。」とか、それは各自に考えてもらう話であるので、金額はもう少し考慮していただければ、組合の一員としてまとめる形としては、皆さんのことも考えると少し考慮していただくと助かるというところでございます。

【栗原会長】 ありがとうございます。これまで議論を聞いた上でも、持続可能性という意味でも、来年が1000年に一度の「風呂」という語呂を使えて、業界が活動を通じて、銭湯の文化だとか、利用促進に向けた活動をする上でも、必要となる原資というのを確保する必要性は一定程度はあるのかと感じました。では、御意見はこれで出尽くしたようですので、改定額を決めていきたいと思っております。議案16ページにもあります事務局案は大人については、現行の490円を30円引き上げて520円に、中人に関しては現行の200円のまま据置き、小人についても現行の100円のまま据置き、以上のように改定するものでありますが、当該案でよろしいか皆様にお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。御意義なしということでもよろしいでしょうか。

(異議無し)

御意義もございませんので、そのように統制額を決定いたします。

それでは次に、知事への答申の文案についてお諮りいたします。試案をお配りいた

しますので、御意見を申し上げます。御意義ございましたら申し上げます。

(異議なし)

御意義もございませんので、これを答申書とし、後ほど、知事の代理であります米倉生活衛生局長に手渡すこととさせていただきます。委員の皆さん、最後に何か御意見、御要望等ございますでしょうか。

(意見等なし)

それでは以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。県においては本日、各委員の皆さんから出された御意見等を今後の公衆衛生行政に反映していただきますよう、お願いいたします。各委員の皆様におかれましては、議事の進行に御協力ありがとうございました。以降の進行に関しては、事務局にお返しします。

【事務局（課長代理）】 栗原会長、円滑な議事の進行ありがとうございました。各委員の皆様におかれましても、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、静岡県公衆浴場入浴料金協議会を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。